

## 第4章 具体的施策（取組）

### 具体的施策（取組）の見方

【 環境分野 】 基本方針 「第二次環境基本計画」に定められた基本方針

1-1 「第二次環境基本計画」に定められた施策の方向

重点プロジェクト	施策（「主な施策」）の重点プロジェクトとの関係 （重点プロジェクトに施策が位置づけられている場合に重点プロジェクト名称を記載）
通番	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」における「主な施策」の番号・名称</span>
目的	施策の目的 ※「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」から転記

【「第3章 重点プロジェクト」に掲載されている取組】

取組（ ）	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">年度別指標及び令和2年度実績を記載している重点プロジェクト番号・ページ</span>
内容	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「第3章 重点プロジェクト」に掲載している取組については、取組名称、担当課、取組内容のみ記載。掲載ページは取組名称の上部に記載されている重点プロジェクト番号及びページを参照</span>

【「第3章 重点プロジェクト」に掲載されていない取組】

取組（ ）	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「主な施策」に位置付けられた「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」における具体的施策（取組）の番号・名称</span>	担当課	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取組の担当課 （計画策定時の担当課名）</span>
内容	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取組の内容</span>		
4年後のイメージ	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">取組の4年後（令和2年度）の成果イメージ</span>		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」計画期間（平成29年度～令和2年度）における取組の指標</span>		
令和2年度実績	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">指標に対しての令和2年度実績 次年度以降の取組内容が令和2年度の取組内容と異なる場合等、「次年度の取組」として記載</span>		


## 【令和2年度実績】


### 【自然環境】基本方針1：緑と水が調和した潤いのあるまち

#### 1-1 緑と水のネットワークの形成

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通番	(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備		
目的	<p>国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。</p> <p>また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。</p>		
取組(1)	重点プロジェクト① (P. 22 参照)		
	真姿の池湧水群の保全・維持管理	担当課	ふるさと文化財課
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		
取組(2)	重点プロジェクト① (P. 24 参照)		
	国分寺崖線の保全	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例*による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。		
取組(3)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	湧水及び地下水の保全・活用	担当課	緑と建築課
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		
取組(4)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	担当課	緑と建築課
内容	エックス山等市民協議会*と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		
取組(5)	重点プロジェクト① (P. 26 参照)		
	市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	担当課	緑と建築課
内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		
取組(6)	重点プロジェクト① (P. 27 参照)		
	緑のネットワークの創造	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内容	都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		

## 1-2 緑の保全

重点プロジェクト	—			
通番	<b>(2) 樹林地などの適切な維持管理</b>			
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。 保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。			
取組 (7)	<b>緑地の保全</b>	担当課	緑と建築課	
内容	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。			
4年後のイメージ	安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など			
令和2年度実績	はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。(6箇所) 国分寺崖線緑地保全地域(東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目)の一部のせん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全が図られました。(6箇所) 次年度の取組: 樹林地及び国分寺崖線緑地保全地域の樹木、植生管理を適切に行います。			

重点プロジェクト	—			
通番	<b>(3) 保存樹木等の指定</b>			
目的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。			
取組 (8)	<b>保存樹木・保存樹林地<sup>*</sup>の指定</b>	担当課	緑と建築課	
内容	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			
4年後のイメージ	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・保存樹木などの指定継続 ・広報活動としてHPでの呼びかけ(年1回以上)			
令和2年度実績	保存樹林地の指定を19か所(25,268.27㎡)継続しました。 保存樹木の指定を322本継続しました。(新規10本、解除8本) HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施した結果、上記のとおり新規登録がありました。 次年度の取組: 既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き継続指定します。また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。			

### \*保存樹木・保存樹林地

所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者には、樹木せん定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

重点プロジェクト	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用		
通番	(4) 公園・緑地の整備		
目的	<p>国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。</p> <p>また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。</p>		

取組(9)	重点プロジェクト⑥ (P. 50 参照)		
	歴史公園の整備	担当課	ふるさと文化財課
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組(10)	重点プロジェクト⑥ (P. 51 参照)		
	開発事業に伴う提供公園整備の促進	担当課	緑と建築課
内容	一定規模 (3,000 m <sup>2</sup> ) 以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園 (開発区域*の6%以上の面積, 国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保) の設置の整備を促進します。		

**\*開発区域**

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組(11)	重点プロジェクト⑥ (P. 51 参照)		
	都市計画公園・緑地の新規指定	担当課	緑と建築課
内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。		


重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成		
通番	(5) 協働による維持管理		
目的	<p>エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。</p>		


取組(4)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	担当課	緑と建築課
内容	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		


取組(12)	重点プロジェクト① (P. 27 参照)		
	近隣住民による公園の維持管理	担当課	緑と建築課
内容	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。		

### 1-3 まちなかの緑化

重点プロジェクト	—
通番	(6) 公共施設の緑化
目的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

取組 (13)	協働による緑化	担当課	公民館課
内容	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。		
4年後のイメージ	協働による緑化（グリーンカーテンなど季節の植栽）が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	協働による緑化の実施4館以上		
令和2年度実績	<p><b>【本多公民館】</b> 引き続き市民有志が適宜花壇等を維持しました。中庭についてはレイズドベッドや椅子・テーブルを設置して、憩いの場として完成し、オープニングセレモニーも行い、これまで利用されることのなかった中庭が多くの市民に利用されるようになりました。</p> <p><b>【恋ヶ窪公民館】</b> 自主グループによる2階中庭での赤米栽培も4年目を迎えましたが、夏の猛暑のため生育は不十分だったものの、中庭等の美観に努めました。</p> <p><b>【光公民館】</b> 公民館運営サポート会議のメンバーとともに定期的に玄関前の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p><b>【もとまち公民館】</b> 自主グループ「みどりとゆびの会」の協力で、毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p><b>【並木公民館】</b> 障害者を対象とした公民館主催事業の「くぬぎ教室」の中で農業に精通したスタッフの指導により、引き続き公民館敷地内で「くぬぎファーム」を作り落花生と綿花を栽培し、緑化に努めました。</p> <p>市民との協働により緑化を推進してきましたが、本多公民館の中庭整備の完成は大きな前進と言えます。</p> <p>次年度の取組：本多、もとまち、並木公民館以外でも、恋ヶ窪公民館の赤米や光公民館のサポート会議による緑化活動を継続して行います。</p>		


取組 (14)	学校の緑化	担当課	教育総務課
内容	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。		
4年後のイメージ	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がります。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上		
令和2年度実績	<p>東京都の「苗木生産供給事業」においては、希望する各小中学校（六小，八小，一中）へ苗木をもらい配布することができました。</p> <p>次年度の取組：実施校は3校で、指標に掲げる5校以上という目標には達しませんでした。引き続き、小中学校に積極的な呼びかけを行っていきます。</p> <p>（参考：令和元年度 四小，八小，一中，三中 計4校）</p>		

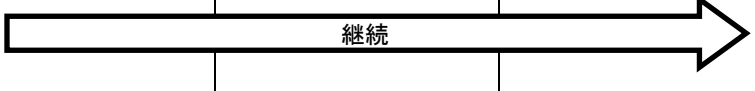
取組 (15)	学校の緑化支援	担当課	緑と建築課
内容	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。		
4年後のイメージ	多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	パンジー，チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布		
令和2年度実績	<p>緑の募金事業を利用して、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ，パンジー，ポインセチアなどの球根や苗を7校に配布しました。その結果，学校での緑化推進が図られました。</p> <p>次年度の取組：パンジー，チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布します。</p> <p>（参考：令和元年度 球根・苗等配布校 一小，二小，三小，四小，八小，十小，一中，三中，五中 計9校）</p>		

重点プロジェクト	—		
通番	(7) 民有地の緑化		
目的	<p>緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。</p> <p>既存の住宅地では、防災面や景観面などから生け垣造成を促進するため、「生け垣造成補助金交付制度※」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。</p> <p>また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。</p> <p>その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。</p>		

**※生け垣造成補助金交付制度**

緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことで。

取組 (16)	開発事業に伴う緑化の指導	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課	
内 容	開発事業においては、まちづくり条例による整備基準に基づき、緑化について指導します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑化協定や建築協定を誘導します。			
4年後のイメージ	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良質な緑の創出の促進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導			
令和2年度実績	<p>【①まちづくり推進課】</p> <p>大規模開発事業に係る土地利用構想の届出5件、及びまちづくり条例に基づく開発事業44件に対し、敷地内緑化の配置等について指導を行いました。</p> <p>事業者による開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑化の位置などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。</p> <p>その他、大規模土地取引行為の届出(1件)において、将来の土地利用の際に、緑の連続性に配慮した計画となるよう助言しました。</p> <p>次年度の取組：引き続き環境団体などに協力を得て、市内に生育・生息する動植物の情報を収集していきます。また、環境アドバイザーの派遣についてはオンラインでの派遣についても検討し環境に対する周知・啓発に努めます。</p> <p>【②緑と建築課】</p> <p>まちづくり条例に基づく開発事業に伴う敷地内の緑化指導を46件行い、46件がまちづくり条例の基準を達成しました。</p> <p>次年度の取組：開発事業における緑化指導によって、敷地内の緑化と共に、接道部についても緑の創出を図っています。引き続き市内の緑化を推進します。また、全指導案件に対する基準達成を目標とします。</p> <p>(参考：② 令和元年度 緑化指導件数52件)</p>			

取組 (17)	市の花「さつき」の普及	担当課	緑と建築課	
内 容	HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。			
4年後のイメージ	普及啓発活動によって、市の花を利用して緑化推進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	HP, 庁内外の出版物表紙に使用, 開発区域内の緑化指導による普及			
令和2年度実績	<p>まちづくり条例に基づく開発事業において、緑化指導の際に市の花「さつき」の使用を46件要請した結果、21件が取り入れました。</p> <p>また、出版物に「さつき」を掲載し普及を図りました。</p> <p>次年度の取組：HP, 庁内外の出版物表紙に使用, 開発区域内の緑化指導による普及を図ります。</p>			

## 1-4 水環境の保全・整備

重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(8) 湧水・地下水の保全・活用		
目的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに，お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地，姿見の池を親水空間として活用し，地域資源としてPRします。 また，湧水や地下水の水量，水質に関するモニタリングを実施します。		
取組(1)	重点プロジェクト①（P. 22 参照）		
	真姿の池湧水群の保全・維持管理	担当課	ふるさと文化財課
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観の保全，維持管理を行います。		
取組(3)	重点プロジェクト①（P. 25 参照）		
	湧水及び地下水の保全・活用	担当課	緑と建築課
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき，保全に努めます。また，湧水に関するイベントを実施し，湧水地を活用します。		
重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(9) 用水路の保全・活用		
目的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については，適切な維持管理を行うとともに，親水性に配慮した整備を検討します。		
取組(18)	重点プロジェクト③（P. 38 参照）		
	用水路の親水化整備などの検討	担当課	緑と建築課
内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について，用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。		
重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(10) 野川整備事業の促進		
目的	治水対策，親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備，さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め，野川整備事業を促進します。 また，東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら，野川マップの作成などを通じて，野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。		
取組(19)	重点プロジェクト③（P. 39 参照）		
	野川整備事業促進の要望・協議	担当課	緑と建築課
内容	東京都に対し，治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し，協議を行います。		
取組(20)	重点プロジェクト③（P. 40 参照）		
	野川流域の自治体との連携	担当課	緑と建築課
内容	野川流域環境保全協議会に参加し，野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。		



重点プロジェクト	—
通番	(11) 水浸透の促進
目的	地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装※などを推進します。 また、公共施設では雨水浸透施設※の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

**※透水性舗装**

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に都市部の歩道に利用されています。

**※雨水浸透施設**

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています（条件あり）。

取組 (21)	透水性舗装の推進	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)	
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。			
4年後のイメージ	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施</li> <li>都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1</li> </ul>			
令和2年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。(単年) 62 m <sup>2</sup> 市道南 101 号線 : 52 m <sup>2</sup> (南町三丁目 1 番先～南町三丁目 9 番先) 市道西 3 号線 : 10 m <sup>2</sup> (光町二丁目 1 番先～光町一丁目 50 番先) 次年度の取組 : 当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組です。 歩道舗装等の打換えが必要な場合に、引き続き、透水性舗装を推進します。 (参考 : 令和元年度 南 263 号線の歩道 893 m <sup>2</sup> )			

取組 (22)	雨水浸透施設の設置		担当課	下水道課 (旧道路と下水道課)																				
内 容	雨水排出量の抑制，多摩川などへの汚濁負荷低減のため，一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。																							
4年後のイメージ	雨水排出量の抑制，多摩川等の汚濁負荷の低減，地下水の涵養が図られます。																							
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2																				
	2,000 基 (単年)																							
令和2年度実績	<p>令和2年度は市報，市役所内電光掲示板等を用いて，雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また，cocobunji プラザ内の電光掲示板を活用し，周知を図りました。国分寺市内全域において2,473基(単年)の雨水浸透ますを設置しました。</p> <p>(内訳) ①雨水浸透ます事業による設置56基          ②公共施設への設置21基，          ③自費工事による設置2,396基          計2,473基，平成2年からの累計52,096基          ※自費・公費・まちづくり条例による開発を含む。</p> <p>(参考：令和元年度 3,149基(単年) 累計49,623基)</p>																							
	<table border="1"> <caption>【年度別 雨水浸透ます設置数】 (単位：基)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2242</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2471</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2603</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2209</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1502</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2764</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2926</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3149</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2473</td></tr> </tbody> </table>				年度	設置数	H24	2242	H25	2471	H26	2603	H27	2209	H28	1502	H29	2764	H30	2926	R1	3149	R2	2473
年度	設置数																							
H24	2242																							
H25	2471																							
H26	2603																							
H27	2209																							
H28	1502																							
H29	2764																							
H30	2926																							
R1	3149																							
R2	2473																							

## 1-5 都市農地の保全・活用

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 ② 地産地消の推進による都市農業の支援
通番	(12) 都市農地の保全・活用
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

取組(23)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	生産緑地の追加指定	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内 容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。		

取組(24)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	農業体験農園の支援	担当課	経済課
内 容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組(25)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	市民農業大学	担当課	経済課
内 容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組(26)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	農ウォーク	担当課	経済課
内 容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組(27)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	担当課	子ども子育て事業課
内 容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

重点プロジェクト	—
通番	(13) 都市農業を支援する人材の育成
目的	市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

取組 (28)	援農ボランティア推進事業	担当課	経済課
内容	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。		
4年後のイメージ	担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 ・新たな援農ボランティア活動者5名以上		
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民農業大学事業を後期日程のみ実施しました。これにより、後期日程だけでは援農ボランティア育成のカリキュラムが組めないことから援農技術習得講座を中止しました。一方、過年度認定者の中から新たに援農ボランティア活動する者を受入農家に紹介し、1名の増員につなげました。</p> <p>21戸の農家で73人の援農ボランティアが活動しました。</p> <p>次年度の取組：農家の人手不足を手助けしたい市民に援農ボランティアとして活動してもらい、農家を支援してもらうために、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。</p> <p>(参考：令和元年度 援農ボランティア 15人 (累計 785人), 21農家に78人のボランティアを派遣)</p>		

重点プロジェクト	② 地産地消の推進による都市農業の支援
通番	(14) 産地消の推進
目的	<p>地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。</p> <p>また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。</p>

取組(29)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	給食への市内産農産物の活用	担当課	学務課
内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。		

取組(30)	重点プロジェクト② (P. 34 参照)		
	市内産食材を活かした食の普及	担当課	経済課
内容	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。		

取組(31)	重点プロジェクト②（P. 34 参照）		
	販売網の強化の支援	担当課	経済課
内 容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。		

取組(32)	重点プロジェクト②（P. 35 参照）		
	国分寺ブランドの普及	担当課	市政戦略室
内 容	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。		


取組(33)	重点プロジェクト②（P. 35 参照）		
	飲食店等における地場野菜の活用促進	担当課	経済課 （市政戦略室）
内 容	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。		

## 1-6 生き物の生息空間の保全

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	(15) 生き物の実態調査の実施
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

取組(34)	重点プロジェクト① (P. 28 参照)		
	動植物調査	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	平成 32 (令和 2) 年度に予定している 2 回目の動植物調査に向けて情報を収集します。		

重点プロジェクト	—		
通番	(16) 外来生物対策		
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。		

取組 (35)	地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課	
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。			
4年後のイメージ	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図れます。影響の大きい外来生物の防除を行うことで、既存の生態系が保全でき、在来種の保護を行うことができます。また、防除の結果が平成 32 (令和 2) 年度予定の動植物調査にどのような影響を及ぼすかを測ることができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 ・外来生物の防除方針の検討 (可能であれば防除等の試み)			
令和2年度実績	<p>【①まちづくり計画課】 令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症による、国等の動向や感染状況に鑑み、「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」及び環境アドバイザーの派遣については中止となりました。なお、アカミミガメに関する看板設置を緑と建築課に依頼をし、外来生物の防除の啓発を実施しました。 (アカミミガメの捕獲には至っておりません。) 希少種保護に対する対策等の検討には至りませんでした。 次年度の取組：今後は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や新しい生活様式に即したイベント開催や広報の手法等について検討していきます。</p> <p>【②緑と建築課】 まちづくり計画課の依頼に基づきアカミミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。 次年度の取組：看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発をします。</p>			

重点プロジェクト	—
通番	(17) 生き物とのふれあいの機会の創出
目的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通番	(18) 生物多様性に対する理解促進		
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。		

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

## 【生活環境】基本方針2：安全・安心に暮らせるまち

### 2-1 生活環境の確保

重点プロジェクト	—
通番	(19) 低公害車の導入の推進・普及啓発
目的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

取組 (37)	庁用車の低公害車への転換	担当課	契約管財課
内容	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。		
4年後のイメージ	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	新車購入時に低公害車を導入		
令和2年度実績	<p>令和2年度については、新たに、6台の庁用車を購入し、6台の車両登録を抹消しました。</p> <p>【新車購入】          &lt;電気自動車&gt;建設事業課1台、高齢福祉課1台、学校指導課1台          &lt;特殊車両&gt;防災安全課：2台(消防車)、道路管理課：1台(ダンプ)</p> <p>【廃車】          建設事業課1台、防災安全課2台、学校指導課1台、道路管理課1台、高齢福祉課1台</p> <p>庁用車94台のうち低公害車両の内訳は低排出ガス85台、ハイブリッド車4台、電気自動車5台となり、低公害車比率は100%になりました。          (参考：令和元年度 低公害車比率100%，94台のうち94台が低公害車)</p>		

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P.46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		


重点プロジェクト	—
通番	(20) 規制・基準などに関する事業者等への指導
目的	<p>騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業*などの事業者等に対して指導を行います。</p> <p>また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。</p>

#### \*特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、くい打機を使用する作業やバックホウ(\*1)を使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。


(\*1)バックホウ：油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル(バケット)をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。




取組 (39)	事業場への指導		担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内 容	事業者へ「特定施設※」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。			
4年後のイメージ	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者への指導			
令和2年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請 : 2件 ②指定作業場申請 : 5件 ③特定施設申請 : 0件 (参考: 令和元年度 指導件数 14件)			

※特定施設

騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき、事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

取組 (40)	建設工事への指導		担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内 容	事業者へ「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。			
4年後のイメージ	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者への指導			
令和2年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 事業者に対して指導を行いました。 特定建設作業申請 : 25件 (参考: 令和元年度 特定建設作業申請件数 32件)			

取組 (41)	単体ディスポーザ※の使用禁止		担当課	下水道課 (旧道路と下水道課)
内 容	下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスポーザの使用禁止をPRします。			
4年後のイメージ	環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	啓発活動 市報掲載1回・HP 掲載(単年)			
令和2年度実績	令和2年度はHPを用いて市民の方々へ啓発活動を行いました。また、市民等からディスポーザに関する問合せがあった際、下水道管への影響等を説明しました。単体ディスポーザの設置はありませんでしたが活動を継続していきます。			

※単体ディスポーザ

台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。

重点プロジェクト	—
通番	(21) 悪臭の発生防止
目的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。 また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。


取組 (42)	事業者等への悪臭の発生抑制の指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。			
4年後のイメージ	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者への指導の継続			
令和2年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導はありませんでした。(指導件数0件) (参考：令和元年度 指導件数0件)			

取組 (43)	野焼き※の指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。			
4年後のイメージ	野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・発生源者への指導 ・野焼き禁止の広報 市報掲載			
令和2年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。(指導件数27件) (参考：令和元年度 指導件数16件)			

※野焼き

- ・適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。
- ・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

重点プロジェクト	—
通番	(22) 生活騒音・振動対策の推進
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。

取組 (44)	事業者等への指導(騒音発生の防止)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内 容	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。			
4年後の イメージ	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者等への指導			
令和2年度 実 績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。(指導件数2件) (参考：令和元年度 指導件数1件)			

## 2-2 生活環境のモニタリング

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		
通番	(23) 大気や水質などの測定		
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類※（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。		

取組(45)	重点プロジェクト④（P.41 参照）		
	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。		

取組(46)	重点プロジェクト④（P.42 参照）		
	可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。		

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		
施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	(24) 空間放射線量※などの測定		
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。 また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。		

取組(47)	重点プロジェクト④（P.43 参照）		
	空間放射線などの定期的測定	担当課	①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。		

## 2-3 化学物質対策の推進

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		
通番	(25) 化学物質に関する情報の収集・提供		
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。		
取組(48)	重点プロジェクト④ (P.44 参照)		
	化学物質に関する情報の収集・提供	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。		
取組(49)	重点プロジェクト④ (P.44 参照)		
	清掃センター焼却炉の維持管理及び 公害防止調査結果の公表	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。		
重点プロジェクト	—		
通番	(26) 化学物質に関する事業者への指導		
目的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。		
取組 (50)	事業者等への指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。		
4年後のイメージ	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	事業者等への指導		
令和2年度実績	令和2年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所(14社)に対して、使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。 (参考：令和元年度 13社)		

## 2-4 食の安全性の確保

重点プロジェクト	—
通番	(27) 食の安全性の情報提供
目的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。


取組 (51)	食に関する情報の提供	担当課	経済課
内容	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。		
4年後のイメージ	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施		
令和2年度実績	HPに消費者庁等からの食の安全に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い啓発を行いました。また、エシカル消費について、市内公共施設及び経済課窓口に資料を配架して啓発を行いました。 次年度の取組：引き続き食の安全等に関する情報を提供するとともに、消費者講座などを通じてエシカル消費に関する啓発を行います。		


重点プロジェクト	—
通番	(28) 食育 <sup>*</sup> の推進
目的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取組 (52)	食育推進に関する事業連絡会	担当課	健康推進課
内容	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。		
4年後のイメージ	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有（年1回以上開催）		
令和2年度実績	第1回は令和2年8月28日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため書面開催し情報交換アンケートを行いました。参加人数16人（経済課、高齢福祉課、子ども子育て事業課、子育て相談室、学務課、公民館課、健康推進課） 第2回は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため中止しました。 また、子育て相談室との共済事業であるプレパパプレママ講座は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。JAとゆりかごこくぶんじ事業は、前年度に引き続き継続実施をしています。 次年度の取組：例年と同様に、年2回、開催を予定しています。今後も各課の食育事業について情報交換と、連携可能な事業・関係機関を提案いただき、事業検討していく予定です。		

### \*食育

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取組 (53)	食育講座	担当課	健康推進課
内 容	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。		
4年後のイメージ	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	食育講座・出前食育講座 (年3回以上実施)		
令和2年度実績	<p>・いずみプラザで食育講座を1回開催し、8人の参加がありました。なお、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため2回中止しました。</p> <p>ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月14日</p> <p>国分寺の歴史や市の魅力を発信し、バランスの良い食生活の知識を「天平メニュー・国分寺ごはん」を媒体に提供しました。</p> <p>・出前講座3回実施。なお、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため1回中止しました。</p> <p>①市民室内プールにて「栄養士さんと話そう」開催(8月11日)。参加者4人</p> <p>②地域包括支援センターひよしにて「介護予防教室 口腔ケアと栄養のはなし」開催(10月9日)。参加者6人</p> <p>③恋ヶ窪公民館にて「幼い子のいる親のための教室 こどもといっしょに私も食事を楽しむヒント」開催(10月13日)。参加者6人</p> <p>※子ども家庭支援センターで実施予定だった出前講座「1～2歳児の栄養・食生活」は中止</p> <p>次年度の取組：食育講座3回、出前講座2回の実施を予定。</p> <p>親子向け講座では、食事の話題が家庭でも出てくるような話題や知識の提供、大人向け講座では、武蔵国分寺の歴史に興味があり参加された方に、歴史の知識だけでなく、食生活についての知識等も提供できる機会にします。</p> <p>(参考：令和元年度 食育講座3回「親子で作る料理体験会 美味しく作って食べよう」料理体験ほか 参加者計76人)</p>		

取組 (54)	食育に関する普及啓発	担当課	健康推進課
内 容	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。		
4年後のイメージ	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	食育に関する啓発活動 ・市報・HP年1回 ・若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回		
令和2年度実績	<p>6月の食育月間に合わせ、6月15日号に市報掲載を実施。朝食を食べること、食事をたべるときはよく噛んで食べることの大切さ、市HPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。</p> <p>若い世代(東京経済大学、市内私立中学校1校、高校3校、専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた内容の食育リーフレットを配布しました。</p> <p>次年度の取組：同様に、年度初めに配布を予定しています。新型コロナウイルス感染症対策をしながらの健康づくりについての記事内容を掲載予定です。</p>		

取組 (55)	食育の推進活動		担当課	子ども子育て事業課
内 容	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。			
4年後のイメージ	「食を営む力」の育成に向け、野菜を育てながら食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもに成長していくことが期待できます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	各保育園・児童館・学童保育所で実施			
令和2年度実績	<p>・子どもたちと一緒にプランターでの野菜作りに取り組み、収穫した材料をおやつや昼食の食材に活用しました。また、農園での収穫体験も取り入れています。</p> <p>保育園では、昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴い調理行事は中止しましたが、手元調理の経験といった食育指導を取り入れました。</p> <p>野菜などの栽培施設数：3施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：420回</p> <p>・児童館・学童保育所では、手作り昼食や手作りおやつは、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できませんでした。</p> <p>野菜などの栽培施設数：9施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：0回</p> <p>次年度の取組：保育園では、感染拡大対策のため、調理保育を中止とするが、自分たちで育てた収穫物の下洗いをしたり調理室に運んだり、手元調理の際に栄養士が各クラスへ指導に行き食育を通じ子どもたちの環境意識の向上を図ります。</p> <p>児童館・学童保育所では、新型コロナウイルス感染症の収束予測ができないため、対策を講じた上、野菜の栽培を通して、児童が水やりや収穫体験を通して環境への関心や意識の向上を図ります。</p>			

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
通番	(29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定
目的	「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

取組(56)	重点プロジェクト④ (P. 45 参照)		
	給食食品などの放射性物質濃度の測定	担当課	まちづくり計画課 (経済課)
内 容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。		



【都市環境】基本方針3：環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり


重点プロジェクト	—
通番	(30) 道路整備の推進
目的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

取組(21)	具体的施策 通番(11) (P.79 参照)		
	透水性舗装の推進	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。		

取組(57)	低騒音舗装 <sup>*</sup> の採用	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内容	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。		
4年後のイメージ	タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1		
令和2年度実績	低騒音舗装を採用すべき路線がなかったため、実施しませんでした。 次年度の取組：当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、舗装工事を行う際に二次的に実施している取組です。舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。		

**\*低騒音舗装**

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル（デシベル→P.158 参照）程度低減する効果があります。

取組(58)	歩道のバリアフリー※化		担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内 容	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。			
4年後のイメージ	高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1			
令和2年度実績	<p>舗装補修工事の際に誰もが通行しやすい歩道にするため、劣化した点字ブロックを撤去し、点字シートへの改良を行いました。</p> <p>(単年) 市道南 101 号線：2 か所 (約 4 m<sup>2</sup>)，市道南 263 号線：7 か所 (約 22 m<sup>2</sup>)</p> <p>次年度の取組：当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。</p> <p>歩道改修・設置工事の際は、引き続き、バリアフリー化を進めます。</p>			

※バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

重点プロジェクト	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進
通番	(31) 自転車利用の推進
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組(59)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	自転車駐車場の整備	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
内 容	<p>放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。</p>		

取組(60)	重点プロジェクト⑤ (P. 47 参照)		
	自転車利用のルールの周知	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
内 容	<p>市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。</p>		

### 3-2 環境に配慮したまちづくり

重点プロジェクト	—
通番	(32) 良質な住環境の創出
目的	建築物の高さ基準，開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地，雨水浸透施設の設置など，まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め，良質な住環境を創出します。また，環境改善の観点から，空き地及び空き家対策に取り組めます。

取組 (61)	開発・建築の規制・誘導	担当課	まちづくり推進課 (旧環境計画課・旧都市企画課)	
内容	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め，安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに，住環境を保全するため，開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め，適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。			
4年後のイメージ	まちづくり条例に基づき，土地利用に関する助言・指導を行うことで，良質な住環境の創出が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	まちづくり条例に基づき，土地利用に関する助言・指導			
令和2年度実績	<p>&lt;まちづくり条例運用&gt;          まちづくり条例に基づく開発事業 49 件（大規模開発事業 5 件＋開発事業 44 件）に対し，土地利用（最低敷地面積の制限や道路後退，建築物の高さ，公開空地，緑化整備など）に関する助言・指導を行いました。</p> <p>まちづくり条例第 41 条に係る開発事業については，整備基準に基づき，道路後退や公開空地，接道部緑化などの緑化整備など，潤いのある良好な地域環境の創出に向けて，事業者への指導協議ができたと考えます。</p> <p>次年度の取組：昨年度に引き続き，市内の一定規模以上の開発事業が行われる際は，まちづくり条例に基づく土地利用（最低敷地面積の制限や道路後退，建築物の高さ，公開空地，緑化整備など）についての助言・指導を行い，良好な住環境の創出を図ります。          （参考：令和元年度 指導協議件数 47 件）</p>			

取組 (62)	空き地及び空き家の適正な管理の促進		担当課	まちづくり推進課 (旧環境計画課・旧都市企画課)
内 容	「空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例」*に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、(仮称)空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。			
4年後のイメージ	適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録 ・空き家の利活用	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録物件数2件 ・空き家の利活用件数1件	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録 ・空き家の利活用	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録物件数4件 ・空き家の利活用件数2件
令和2年度実績	<p>市内の空き家全件(202件(令和3年3月31日時点))について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ約110件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付しました。</p> <p>空き家バンクは新たな登録は無く、計3件のままでしたが、空き家バンクを介した利活用は1件成約に至り、累計2件となりました。(単年)市道南101号線:2か所 次年度の取組:市内の空き家の現地調査を定期的に行い、適正に管理されていない空き家ついて、適正な状態にすべく、所有者に対して改善の働きかけ等を行っていくとともに、適正に管理されている空き家所有者に対しても、状態を悪化させないように、啓発を行っていきます。</p> <p>また、空き家所有者等に対し、空き家バンクに関する啓発を行うことにより、登録件数及び利活用件数の増加を目指します。</p> <p>(参考:令和元年度 空き家件数208件(管理不全空き家件数約38件)、空き地件数21件(管理不全空き地件数4件))</p>			

**\*国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例**

この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています(平成26年7月施行)。

重点プロジェクト	—
通番	(33) 地域住民の交流によるまちづくり
目的	地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区*の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。また、むかしの井戸*での井戸端会議*や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

**\*防災まちづくり推進地区**

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

**\*むかしの井戸**

災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所(2箇所は民間井戸)あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

**\*井戸端会議**

地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

取組 (64)	地区防災センターの円滑な運営	担当課	防災安全課	
内 容	災害時、地区防災センター*の運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。			
4年後のイメージ	初動要員と周辺自治会（自主防災組織等）の連携が強化されています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施</li> <li>市総合防災訓練会場年1回実施</li> <li>初動要員（市職員）と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など</li> </ul>			
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により地区防災協力会等の活動が自粛されたため、市と地区防災協力会で、避難所運営の課題について共有する機会を設けられませんでした。市報やオンライン防災訓練等を通じてコロナ禍の避難所対策について周知を図りました。</p> <p>次年度の取組：今後、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、地区防災センター運営マニュアルを改定し、地区防災協力会へ配布予定です。</p>			


**\*地区防災センター**

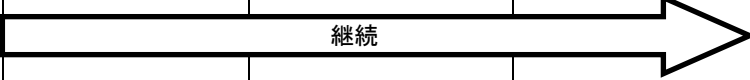
災害時の避難場所（各学校のグラウンド）、避難所（被災した市民を一時的に受け入れる場所のこと。体育館と教室の一部）、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のことで、市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組 (65)	井戸端会議との連携	担当課	防災安全課	
内 容	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。			
4年後のイメージ	むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として広く市民に認知されています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター*等を利用した市民への広報）			
令和2年度実績	<p>井戸会議で水質検査を行う市民に対して簡易水質検査キットを配布しました。井戸端会議の開催日時については、HP、出前講座やパンフレットでご案内するなど広報を行っています。</p> <p>次年度の取組：定期開催への支援として、井戸水の簡易水質検査キットの配布及びHP・ツイッター等を利用して市民へ幅広く広報を行います。</p> <p>（参考：令和元年度 井戸端会議 11 か所で実施）</p>			

**\*ツイッター**

パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことです。

取組 (66)	地域の青少年育成	担当課	子ども若者計画課
内 容	市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。		
4年後のイメージ	各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	5地区の支援, 補助金の交付, 委員研修の実施年1回		
令和2年度実績	<p>国分寺市青少年育成地区委員会五地区（東地区・西地区・南地区・北地区・中央地区）全地区に対して、国分寺市における青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境の浄化及び青少年育成活動を展開するために必要な経費として令和2年度に補助金を交付しました。市内を5つに分けた地域で、コロナ禍の中実施を中止した事業もありましたが、各地区が感染症対策をしながら、地域に根ざした特色ある行事を開催しました。異年齢による交流の他、ウォークラリーに中学生が、サマーディキャンプには高校生がボランティアとして関わりました。</p> <p>活動に携わる委員会の役員及び委員に向けて、日々の活動において課題になっていることをテーマとした研修会を企画・実施しました。</p> <p><b>【委員研修会】</b> 東京西法務少年センター施設見学 ⇒12月に見学を予定していたが施設側の意向により中止</p> <p><b>【役員研修会】</b> 講演テーマ「2021年の一歩を踏み出そう！コロナ禍を乗り越える活動のひと工夫」（東京都生活文化局「地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業」事業を活用） 講師 安富 啓氏, 千葉晋也氏（株式会社石塚計画デザイン事務所代表取締役） 日程：令和3年2月15日 参加者数：15人 ⇒新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催として実施。 コロナ禍での活動の工夫や日頃の活動をより効果的に広報するコツを学ぶことができました。</p> <p>次年度の取組：前年度と同様に、補助金の交付、委員研修の実施（年1回）、各地区委員会が実施する各種事業への支援等に取り組み、子どもや若者を含めた地域住民の交流の促進を図ります。</p>		

取組 (67)	住民合意のまちづくり	担当課	まちづくり推進課
内 容	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。		
4年後のイメージ	情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報などによる情報提供と支援の実施</li> <li>・専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など</li> </ul>		
令和2年度実績	<p>市報やHPを通じてまちづくり活動助成制度について周知を行いました。(1回)</p> <p>まちづくり活動助成制度については、周知を行いました、申請がなかったため実施に至りませんでした。(事前相談：2件)</p> <p>まちづくりコンサルタント派遣事業については、派遣要請がなかったため、実施に至りませんでした。</p> <p>次年度の取組：協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進を目指します。</p> <p>(参考：令和元年度 まちづくり協議会活動助成0件、専門家派遣2回)</p>		

取組(68)	重点プロジェクト⑨ (P. 67 参照)		
	地域づくり	担当課	協働コミュニティ課
内 容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

重点プロジェクト	—		
通番	(34) まちの美化活動の促進		
目的	<p>ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。</p> <p>路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。</p>		

取組 (69)	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発		担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止，喫煙マナー向上の啓発活動を行い，まちの美化を促進します。			
4年後のイメージ	市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて，市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	マナーアップキャンペーン※の実施			
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，マナーアップキャンペーンを中止としましたが，路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため，マナーアップ指導員を配置(国分寺・西国分寺駅各1人)し，継続して実施し，喫煙者への注意指導件数は，国分寺駅周辺 659 件，西国分寺駅周辺 293 件となりました。</p> <p>次年度の取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため，マナーアップ指導員を配置します。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ，ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と駅周辺の清掃活動をマナーアップキャンペーンと位置付け，商工会・東京経済大学・市民団体等と協働して実施します。</li> </ul> <p>(参考：令和元年度 喫煙者への注意指導件数 国分寺駅周辺 680 件，西国分寺駅周辺 311 件)</p>			

※マナーアップキャンペーン

毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において，市民や環境団体，東京経済大学，事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取組 (70)	不法投棄の防止活動		担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
内容	不法投棄防止のパトロールを行うとともに，市報などで啓発活動を行います。			
4年後のイメージ	ルールに従ったごみの適正な排出が行われ，市内の環境美化が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	①不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 ②啓発活動の実施，市報やHPなどの掲載 ③不法投棄多発地域に防止看板を設置			
令和2年度実績	<p>年間，市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は 243 回でした。また，早朝及び夜間パトロールは未実施でした。</p> <p>不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所 32 か所，設置枚数 63 枚でした。</p> <p>市報はペットボトル戸別収集新開始等の重要な新規事業を優先したため不法投棄啓発活動は実施できていません。</p> <p>不法投棄件数 51 件</p> <p>(参考：令和元年度 家電 4 品目 25 点【エアコン 0 点，テレビ 15 点，冷蔵庫 5 点，洗濯機・衣類乾燥機 5 点】処理)</p>			



取組 (71)	クリーン運動※の実施			担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内 容	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。				
4年後のイメージ	市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	クリーン運動の実施				
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。</p> <p>次年度の取組：国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会、老人会、各種団体と連携し、地域環境の向上を図ります。</p> <p>(参考：令和元年度 自治会 66 団体 (2,908 人)、各種団体 17 団体 (400 人)、もやせるごみ 6,362kg、もやせないごみ 668kg、汚泥・土 230kg、不法投棄 40kg 収集)</p>				

※クリーン運動

実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年 11 月上旬に実施しています (昭和 51 年～)。


取組 (72)	放置自転車などの撤去			担当課	① 交通対策課(旧事業計画課) ② 道路管理課(旧道路と下水道課)
内 容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占有物、違反看板などの撤去を行います。また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。				
4年後のイメージ	駅周辺に放置自転車及び道路上の不法占有物がなくなり、安全な道路交通が確保されています。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 230 件, 撤去数 28 件)</li> <li>道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 210 件, 撤去数 25 件)</li> <li>道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 190 件, 撤去数 23 件)</li> <li>道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 170 件, 撤去数 20 件)</li> <li>道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等</li> </ul>	
令和2年度実績	<p>【①交通対策課 (旧事業計画課)】</p> <p>放置自転車については市内 1 日あたり、警告 85 件・撤去 6 件を実施しました。</p> <p>次年度の取組：引き続き、円滑で安全な交通環境を確保するため、放置自転車に対しては、警告・撤去を行い、違反広告物に対しては取り締まりを行い、はり紙・はり札等は撤去、看板等は是正・撤去指導を行っていきます。</p> <p>【②道路管理課 (旧道路と下水道課)】</p> <p>年間を通して市内の道路でパトロールを行い、違反広告物 545 枚 (はり紙 84 枚, はり札等 461 枚) を除去しました。</p>				

### 3-3 地域性豊かな景観の形成

重点プロジェクト	—
通番	(35) 地域特性にあった景観づくり
目的	「国分寺市景観まちづくり指針*」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

#### \*国分寺市景観まちづくり指針

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

取組 (73)	景観形成の方針の活用	担当課	まちづくり推進課
内容	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。また、イベントでの啓発活動を通じて、市民への景観に対する関心を高めます。		
4年後のイメージ	開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られます。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・景観指針に基づく開発事業の指導 ・イベントなどでの景観に関する啓発活動		
令和2年度実績	開発事業 50 件においては、景観まちづくり指針に基づき、建築物の外壁の色彩などについて景観協議を行いました。 次年度の取組：引き続き、開発事業に伴う手続きの中で、景観まちづくり指針に基づく景観協議を行っていきます。		

重点プロジェクト	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用
通番	(36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。

取組(9)	重点プロジェクト⑥ (P. 50 参照)		
	歴史公園の整備	担当課	ふるさと文化財課
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡*保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組(74)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	(仮称)郷土博物館	担当課	ふるさと文化財課
内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		

取組(75)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	市内総合文化財調査	担当課	ふるさと文化財課
内 容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。		

取組(76)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	文化財とのふれあい推進	担当課	ふるさと文化財課
内 容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		

取組(77)	重点プロジェクト⑥ (P. 53 参照)		
	広報の充実	担当課	市政戦略室
内 容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		

取組(78)	重点プロジェクト⑥ (P. 54 参照)		
	文化財普及事業の推進(広報)	担当課	ふるさと文化財課
内 容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		

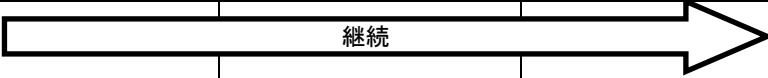
【地球環境】基本方針 4 :


資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

重点プロジェクト	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進		
通番	(37) 地球温暖化対策の計画的な推進		
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>		
取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P.46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		
取組(79)	重点プロジェクト⑤ (P.48 参照)		
	庁用車の使用抑制	担当課	契約管財課
内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。		
取組(80)	重点プロジェクト⑤ (P.48 参照)		
	地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。		
取組(81)	重点プロジェクト⑤ (P.49 参照)		
	グリーン購入の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。		

重点プロジェクト	—
通番	(38) 地球温暖化への適応
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

取組 (82)	熱中症の予防に関する広報	担当課	健康推進課	
内容	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。			
4年後のイメージ	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	市報やHP・チラシによる広報 年1回			
令和2年度実績	<p>全市民向けに、5月15日号市報で「熱中症予防」の関連記事を掲載しました。          内容：熱中症の予防のポイント、症状・発症時の対応、環境省の熱中症予防情報サイト紹介、簡易経口補水液の作り方、食中毒予防等。          あわせて、市HPにて、同内容で注意喚起をしました。          次年度の取組：5月15日号市報が紙面の関係で掲載できず、令和3年度は6月1日号ヘルスアップ通信に「夏の健康管理」として掲載しました、同時期にHPにも同内容を掲載し、併せてトップページのカラーセルパネルを活用しました。</p>			

取組 (83)	高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	担当課	高齢福祉課 (旧高齢者相談室)	
内容	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。			
4年後のイメージ	熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施			
令和2年度実績	<p>【目的】          夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行います。          【実施期間】 令和2年6月～9月末          【実施内容】          (1) 夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催：講座数4回          (2) 個別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起              ：対象者(75歳以上の高齢者世帯) 総数 9,084人          (3) 高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布：配布先団体 347か所          (4) 市内に涼み処を設置：公共施設 14か所          【実施における関係機関】          民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等          ■市内において熱中症で搬送された数値 ※( )内が65歳以上の高齢者数          令和2年度：35人 (19人)          (参考：令和元年度 熱中症予防に関する講座 35回)</p>			

#### 4-2 省エネルギー・省資源の促進

重点プロジェクト	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通番	(39) 省エネルギー・省資源行動の促進
目的	家庭におけるエネルギー使用量，二酸化炭素排出量を月1回記録することで，省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに，市報やホームページなどを通じて，家庭や事業所等における具体的な節電対策，省エネルギー機器に関する情報など，省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また，HP等で新しい情報を提供します。		

取組(84)	重点プロジェクト⑧ (P. 64 参照)		
	環境家計簿の普及啓発	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として，環境家計簿の普及啓発を推進します。		

#### 4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

重点プロジェクト	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通番	(40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目的	<p>新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。</p> <p>家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。</p>

取組(85)	重点プロジェクト⑧ (P. 65 参照)		
	公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		

取組(86)	重点プロジェクト⑧ (P. 66 参照)		
	住宅用太陽光発電機器等設置助成	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。		

#### 4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

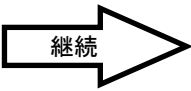
重点プロジェクト	—
通番	(41) ごみの発生抑制
目的	リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

取組 (87)	リサイクル推進協力店制度*の拡充と啓発	担当課	ごみ減量推進課
内容	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。		
4年後のイメージ	過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され、リサイクル推進協力店、スーパー、コンビニエンスストアと連携し、マイバッグ運動や自主回収が推進されています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携）	・商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携） ・検証及び見直し	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携）
令和2年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発をするとともに、市内における循環型社会の形成を推進しています。（協力店舗数 10 店舗）		

##### \*リサイクル推進協力店制度

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。



取組 (88)	図書館資料のリユース		担当課	図書館課
内 容	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。			
4年後のイメージ	資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年)</li> <li>リサイクル市は市内2館で実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年)</li> <li>リサイクル市は市内3館で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年)</li> <li>リサイクル市は市内4館で実施</li> </ul>
令和2年度実績	<p>収納スペースに限りがあることから、配架場所の確保を目的に不要となった除籍資料を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し来館者に配布しました。</p> <p>除籍資料合計：22,298冊(単年)</p> <p>本多図書館(4,237冊)、恋ヶ窪図書館(5,938冊)、光図書館(5,056冊)、もとまち図書館(1,715冊)、並木図書館(5,352冊)</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公民館まつりが中止となったことにより、リサイクル市も中止となりました。</p> <p>次年度の取組：次年度も引き続き新刊図書の収納スペースを確保するため汚破損本や貸出頻度の少ない資料を除籍していきます。また、除籍した図書に関しては、公民館まつり等のイベントや行事を活用し、リサイクル市等を開催し、図書の配布を積極的に行っていきます。</p> <p>(参考：令和元年度 除籍資料合計18,996冊(単年))</p> <p>(内訳) 本多図書館(1,746冊)、恋ヶ窪図書館(3,130冊)、光図書館(4,315冊)、もとまち図書館(2,474冊)、並木図書館(7,331冊))</p>			

重点プロジェクト	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進
通番	(42) ごみの減量化・資源化の推進
目的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

取組(89)	重点プロジェクト⑦(P.55参照)		
	生ごみ処理機器の普及促進	担当課	ごみ減量推進課
内 容	生ごみ処理機器(ごみけしくん、市販型)の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。		

取組(90)	重点プロジェクト⑦(P.56参照)		
	給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	担当課	ごみ減量推進課
内 容	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。		

取組(91)	重点プロジェクト⑦ (P. 56 参照)		
	ごみの減量化・資源化の推進	担当課	ごみ減量推進課
内 容	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画 (アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。		

取組(92)	重点プロジェクト⑦ (P. 57 参照)		
	分別の周知・指導	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。		

重点プロジェクト	⑦資源循環型のまちづくりの推進		
通番	(43) ごみ減量や分別などの普及啓発		
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布，協働による分別体験説明会・イベントの開催，資源物の集団回収の推奨，リーフレットの作成や市報などを通じて，ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。		

取組(93)	重点プロジェクト⑦ (P. 58 参照)		
	ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し，啓発を行います。		

取組(94)	重点プロジェクト⑦ (P. 58 参照)		
	説明会やイベントなどでの啓発活動	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	分別体験説明会をはじめ，国分寺まつり，環境まつりなどの各種イベントにおいて，協働によるごみの減量・資源化，分別について啓発活動を推進します。		

取組(95)	重点プロジェクト⑦ (P. 59 参照)		
	広報活動の充実	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	市報特集号やHP，アプリなどを通じて，ごみ減量・資源化の啓発を行います。		

【環境教育・環境学習】基本方針 5 :

地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

重点プロジェクト	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進 ⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		
通番	(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進		
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		
取組(96)	重点プロジェクト⑦ (P. 60 参照)		
	公民館における「環境教育・環境学習」の推進	担当課	公民館課
内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。		
取組(97)	重点プロジェクト⑦ (P. 60 参照)		
	環境に関する啓発活動	担当課	図書館課
内容	世界環境デー(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。		
取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		
取組(99)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習・啓発活動体制の推進	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内容	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。		
取組(100)	重点プロジェクト⑦ (P. 62 参照)		
	3R講座の開催	担当課	ごみ減量推進課
内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。		
取組(101)	重点プロジェクト⑦ (P. 62 参照)		
	清掃センターの見学受入	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
内容	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。		

取組(102)	重点プロジェクト⑦ (P. 63 参照)		
	清掃センターの見学実施	担当課	学校指導課
内 容	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。		

取組(103)	重点プロジェクト⑦ (P. 63 参照)		
	全庁的な取組の実施	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	「環境基本計画実施計画」, 「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」, 「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		

重点プロジェクト	② 地産地消の推進による都市農業の支援 ③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進		
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

取組(24)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	農業体験農園の支援	担当課	経済課
内 容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組(25)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	市民農業大学	担当課	経済課
内 容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶ場を提供します。		

取組(26)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	農ウォーク	担当課	経済課
内 容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組(27)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	担当課	子ども子育て事業課
内 容	市内農園 (保育園の近隣地など) での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内 容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

取組(104)	重点プロジェクト② (P. 36 参照)		
	学童体験農園	担当課	学校指導課
内 容	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。		

取組(105)	重点プロジェクト② (P. 36 参照)		
	児童の収穫体験	担当課	学校指導課
内 容	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。		

取組(106)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	エコミュージアム事業の開催	担当課	緑と建築課
内 容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。		

取組(107)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	科学教室の開催	担当課	学校指導課
内 容	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		

取組(108)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	宇宙の学校の開催	担当課	学校指導課
内 容	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		

重点プロジェクト	⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		
通番	(46) 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり		
目的	<p>環境に関するイベントや講座の開催, 環境関連図書を設置, 環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など, 環境学習に関する情報提供を進めます。</p> <p>また, 市民や学校などと連携しながら, 子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。</p>		

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また, HP等で新しい情報を提供します。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

重点プロジェクト	—		
通番	(47) 環境活動の促進と支援		
目的	<p>環境アドバイザーの派遣, 省エネセミナーなどを開催し, 市民や事業者等の環境活動を促進するとともに, ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど, その取組を支援します。</p>		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

## 5-2 人づくり, 仕組みづくり

重点プロジェクト	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		
通番	(48) 環境教育・環境学習の機会の促進		
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動, 地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催, 地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など, 市民, 事業者等, 市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組(68)	重点プロジェクト⑨ (P. 67 参照)		
	地域づくり	担当課	協働コミュニティ課
内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組(109)	重点プロジェクト⑨ (P. 68 参照)		
	環境ひろばの開催	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	環境ひろばを開催し, 市民, 事業者等, 市の環境に関する意見交換を行い, 環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど, 市民や事業者等への啓発活動を推進します。		

重点プロジェクト	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		
通番	(49) 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援		
目的	わんぱく学校などを通じて, 人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに, 環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携, ネットワークづくりを支援します。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組(110)	重点プロジェクト⑨ (P. 69 参照)		
	青少年地域リーダーの育成	担当課	社会教育課
内容	豊かな地域づくり・活性化のため, お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。		

取組(111)	重点プロジェクト⑨ (P.70 参照)		
	わんぱく学校	担当課	社会教育課
内 容	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。		

取組(112)	重点プロジェクト⑨ (P.70 参照)		
	まちづくりセンターの運営	担当課	まちづくり推進課
内 容	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。		